

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票（1次公募）

<p>調査研究課題35</p>	<p>産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>母子等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して妊娠・出産、子育てができる支援体制の確保を目的として、市町村において産前・産後の支援が行われている。</p> <p>産前・産後の支援は、産科医や助産師の偏在もあり、その居住する市町村の域内で完結するものではなく、都道府県が医療計画等に基づき周産期医療体制の整備を進めているところ。</p> <p>母子保健法に基づく産後ケア事業については、政府としても、少子化対策大綱（2020年5月29日）に基づき、2024年度末までの全国展開に取り組んでいるが、令和2年度時点の実施状況は1,158/1,741市町村（66.5%）となっている。そのほかの予算事業の実施状況を見ても、産婦健康診査は867/1741市町村（49.8%）、多胎児への支援事業は28/1741市町村（1.6%）と未実施自治体が多い。</p> <p>令和4年1月には、総務省により産前・産後の支援の取組状況についての行政評価・監視が行われ、市町村が事業を開始しやすく、取り組みやすい環境を整えるよう、都道府県の関与強化などの勧告がなされたところ。</p> <p>そのため、本調査研究事業では、産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の産前・産後の支援に関して、市町村における課題やその解決策及び都道府県に求められる支援について調査・分析を行い、事業の推進に向けたマニュアル等（委託先との契約手続や、契約書等各種様式のひな形などを含む）を策定することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策大綱（https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/index.html） ・総務省「子育て支援に関する行政評価・監視-産前・産後の支援を中心として-」（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_040121000154426.html#kekkahoukoku） ・産後ケア事業の利用実態に関する調査研究事業（令和2年9月）（https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf） ・産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）（https://www.mhlw.go.jp/content/000658063.pdf） ・産後ケア事業事例集（平成28年）（https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/H28sangokeazireisyu_1.pdf） ・令和4年度母子保健対策関係予算案の概要（https://www.mhlw.go.jp/content/000825738.pdf）

<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 有識者会議の設置</p> <p>関係団体及び自治体等の代表者（5名程度）から構成される有識者会議（5回程度）を立ち上げ、①産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の産前・産後の支援事業の現状をヒアリングし課題等を整理、②アンケート調査における調査項目等の検討、③調査結果の分析、④調査結果に基づくマニュアル等の作成を行う。</p> <p>※ 会議の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響等に配慮し、オンラインによる開催等を検討すること。</p> <p>2. ヒアリング調査の実施（抽出調査）</p> <p>事業実施市町村（10自治体程度）及び市町村への支援に取り組んでいる都道府県（5自治体程度）に対しヒアリング調査を行う。マニュアル等の策定の参考となるよう契約書等必要な書類も併せて収集すること。なお、ヒアリング項目については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>なお、ヒアリングの結果から、内示日より2ヶ月程度で有識者会議において、今後の課題・調査事項の整理を行うこと。</p> <p>3. アンケート調査（悉皆調査）の実施</p> <p>(1) 調査票の発出及び回収・集計</p> <p>市町村（1741自治体）及び都道府県（47自治体）を対象として、調査票を送付し、回答の回収・集計を行う。調査項目等については、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>(想定される主な調査項目)</p> <p><市町村調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本情報（出生数、産前・産後の支援事業の実施状況） ・未実施事業 <ul style="list-style-type: none"> 未実施理由、実施するために求められる支援等 ・実施事業 <ul style="list-style-type: none"> 委託方法、委託先、ニーズ把握の手法、委託先との調整内容（利用手続、委託金額、利用料、調整が難しかった案件等）、広域利用に関する調整内容、共同実施に関する調整内容、市民への周知方法、利用者の情報の取扱い等 ・産前・産後の支援事業に関するデータの管理・分析状況 <p><都道府県調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本情報（産科医療機関の状況、母子保健計画における産前・産後の支援計画の有無等） ・産前・産後事業にかかる共同実施、広域調整等の実施状況 ・産前・産後事業にかかる研修等の実施状況
---------------------------	---

	<p>・産前・産後事業にかかる都道府県の役割</p> <p>※ 地方自治体の住所等必要な情報については厚生労働省子ども家庭局母子保健課（以下「母子保健課」という。）より提供する。</p> <p>(2) 調査結果の分析</p> <p>調査結果から、事業未実施市町村における課題や、都道府県に求められる支援など、市町村が事業を開始するために必要とされる事項について分析を行う。分析結果については、事業実施者において素案をとりまとめ、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>4. マニュアル等の策定</p> <p>ヒアリング調査及びアンケート調査の結果を踏まえ、今後の産前・産後の支援事業の推進に向けたマニュアル等を策定すること。</p> <p>策定にあたっては、既存の国・関係団体等が策定しているマニュアル・通知等、広域連携が必要となる他の事業の取組も参照し、以下の点に留意し、事業実施者において素案を作成し、有識者会議における意見を踏まえ修正等を行うものとする。</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用可能な予算事業や法令、参考通知等の情報 ・事業委託団体との調整に活用できる資料 ・委託契約書のひな型案 ・共同実施や広域利用の調整の手法等 ・データの収集・分析、母子保健計画等の策定における国・都道府県に求められる役割の提案 <p>なお、本調査研究を進めるにあたっては、適宜、母子保健課と協議すること。</p> <p>また、本調査研究に関する内容について公表する場合は、予め母子保健課の承認を得ること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上記1～4の調査研究による結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書及び報告書の内容をまとめた概要資料 2. ヒアリング調査及びアンケート調査の集計結果に係る電子データ（原則 Excel とする）一式 3. 上記4で策定したマニュアル等の電子データ（原則 Word とする）
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 母子保健係（内線4975）</p>